

マイクロ波化学株式会社

定 款

平成 19 年 7 月 19 日	作成
平成 21 年 5 月 1 日	訂正
平成 22 年 1 月 22 日	訂正
平成 23 年 1 月 20 日	変更
平成 23 年 1 月 24 日	変更
平成 23 年 12 月 1 日	変更
平成 24 年 4 月 25 日	変更
平成 25 年 2 月 18 日	変更
平成 25 年 10 月 2 日	変更
平成 26 年 5 月 28 日	変更
平成 27 年 6 月 26 日	変更
平成 27 年 9 月 24 日	変更
平成 29 年 3 月 28 日	変更
平成 29 年 8 月 31 日	変更
平成 31 年 3 月 26 日	変更
令和 2 年 2 月 13 日	変更
令和 2 年 6 月 26 日	変更
令和 4 年 2 月 10 日	変更
令和 4 年 4 月 1 日	変更
令和 4 年 9 月 1 日	変更
令和 5 年 3 月 1 日	変更
令和 5 年 6 月 29 日	変更

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、マイクロ波化学株式会社と称し、英文では、Microwave Chemical Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 石油化学製品の製造、加工及び売買
- (2) 動植物油の採取、製造、加工及び売買
- (3) 医薬品、医薬部外品、農業薬品、化学薬品の製造及び販売
- (4) コークス、タール製品、カーボンブラック、活性炭、炭素繊維
その他炭素製品の製造、加工及び売買
- (5) 触媒の製造、加工及び売買
- (6) マイクロ波を利用したプロセス及び化学工業プロセスの開発、
設計、製作、施工、及び販売、並びにこれらの受託及びコンサルティング業務
- (7) マイクロ波を利用したプロセス及び化学工業プロセスに関する
研究、開発、調査並びにこれらの受託及びコンサルティング業務
- (8) 労働者派遣事業
- (9) 前各号に関連する技術の供与及び指導並びに受託調査
- (10) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、5300 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、6名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長を各1名、専務取締役、常務取締役その他の役付取締役を各若干名選定することができる。

(取締役会の招集手続)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠したことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会に置いて定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期

とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 37 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 16 回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。